

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和8年10月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	県内各市町	特定疾患及び小児特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象範囲・年齢の拡大) 20歳未満の者	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年 4月診療分
広島県	広島市	精神障害者通院医療	93	自立支援医療(精神通院)による公費負担を受けている者の自己負担の給付	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
広島県	広島市	乳幼児	90	1.就学前まで 2.発達障害(*)と診断された小学校1・2年生 (*発達障害者支援法に規定する発達障害をいう)	乳児(0歳児)及び乳児健康相談受診者等は自己負担なし その他の者は、医療機関等ごとに月14日を限度に1日500円	乳児(0歳児)及び乳児健康相談受診者等は、医療機関等ごとに月4日を限度として初診料算定時1日500円 その他の者は、医療機関等ごとに月4日を限度として1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成22年 4月診療分
広島県	廿日市市	乳幼児	90	就学前まで	なし				
広島県	熊野町	乳幼児	90	入 院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで					
広島県	府中町	乳幼児	90	入 院:小学校6年生まで 入院外:就学前まで					
広島県	三次市 世羅町 神石高原町	子ども	90	中学校3年生まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	三原市 庄原市 大竹市 安芸高田市 安芸太田町	乳幼児	90	小学校6年生まで					
広島県	竹原市 尾道市	乳幼児	90	入 院:小学校6年生まで 入院外:小学校3年生まで					
広島県	呉市 福山市 府中市 東広島市 海田町 坂町 北広島町	乳幼児	90	入 院:小学校6年生まで 入院外:就学前まで					
広島県	江田島市	乳幼児	90	小学校3年生まで					
広島県	大崎上島町	乳幼児	90	就学前まで					

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
広島県	19市町 ※1	重度心身 障害者	91	身体障害者1～3級所持者 療育手帳 OA A OB 所持者 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	月14日を限度に 1日200円	月4日を限度に 1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
広島県	広島市 府中町 海田町	重度心身 障害者	91	身体障害者1～3級所持者 療育手帳 OA A OB 所持者 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	なし				
広島県	福山市	重度心身 障害者	91	身体障害者1～3級所持者 療育手帳 OA A OB 所持者 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	1医療機関につき1日200円 (同一医療機関での支払いは、入院・入院外それぞれ月4日まで)*薬局での自己負担なし				
広島県	20市町 ※2	ひとり親 家庭等	92	1. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「対象児童」という。)を現に扶養している配偶者のいない女子 2. 1に準じると知事が認めた女子 3. 配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ)をしていない男子で、対象児童を現に扶養している者 4. 3に準じると知事が認めた男子 5. 1～4に掲げる配偶者のない者に現に扶養されている対象児童 6. 父母のいない児童のうち対象児童	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	広島市 府中町	ひとり親 家庭等	92		なし				
広島県	福山市	ひとり親 家庭等	92		月4日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	海田町	精神障害者 通院医療	93	精神障害者(広島県知事発行の自立支援医療受給者証(精神通院)所持者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外		なし		県内の 指定自立支援 医療機関等	平成22年 6月診療分
広島県	竹原市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外とも小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
広島県	海田町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
広島県									
広島県									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	坂町（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について自己負担額の変更 (1日500円→1日200円に変更) 入 院: 小学校6年生まで 入院外: 就学前まで	月14日を限度に 1日200円	月4日を限度に 1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
広島県		重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について自己負担額の変更 (1日200円→1日100円に変更) 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	月14日を限度に 1日100円	月4日を限度に 1日100円 *薬局での自己負担なし			
広島県		ひとり親家庭等	92	*平成22年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について自己負担額の変更 (1日500円→1日200円に変更) 1. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養している配偶者のいない女子 2. 1に準じると知事が認めた女子 3. 配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ)をしていない男子で、対象児童を現に扶養している者 4. 3に準じると知事が認めた男子 5. 1～4に掲げる配偶者のない者に現に扶養されている対象児童 6. 父母のない児童のうち対象児童	月14日を限度に 1日200円	月4日を限度に 1日200円 *薬局での自己負担なし			
広島県	安芸高田市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに: 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
広島県	安芸太田町（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→18歳到達後最初の3月31日までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
広島県	北広島町（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入 院: 小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (入院外: 就学前まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに: 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
広島県	庄原市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
広島県	尾道市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
広島県	神石高原町（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→18歳までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	三原市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	府中市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （入 院：小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） （入院外：就学前まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
広島県	東広島市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 （入 院：小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：就学前まで					
広島県	大崎上島町（＊）	乳幼児	90	平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （就学前まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生まで					
広島県	尾道市（＊）	乳幼児	90	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 （入院外：小学校3年生まで→小学校6年生まで） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 6月診療分
広島県	三次市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
広島県	大竹市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生まで					
広島県	江田島市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
広島県	廿日市市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 （入 院：就学前まで→中学校3年生までに拡大） （入院外：就学前まで→小学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校3年生まで	未就学児は 自己負担なし 小学生以上は 月14日を限度に 1日500円	未就学児は 自己負担なし 小学生以上は 月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	北広島町（＊）	乳幼児	90	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学校3年生まで→18歳までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	安芸高田市（＊）	乳幼児	90	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学校3年生まで→18歳までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで					
広島県	世羅町（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	広島市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (入院:就学前まで→中学校3年生までに拡大) (入院外:就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生 入院外:小学校3年生	なし	1 保護者の所得額が基準額未満 月4日を限度に 初診料算定時1日500円 2 保護者の所得額が基準額以上 (1)未就学児 月2日を限度に 1日1,000円 (2)小学校1年生から小学校3年生 月2日を限度に 1日1,500円 (3)第三子以降の子ども 月4日を限度に 初診料算定時1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 1月診療分
広島県									
広島県	府中町（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (入院:小学校6年生まで→中学校3年生まで) (入院外:就学前まで→小学校6年生まで)	月4日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯は自己負担なし)	月4日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯は自己負担なし) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 4月診療分
広島県	東広島市（＊）	乳幼児	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 8月診療分
広島県	呉市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (入院外:就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 10月診療分
広島県	尾道市（＊）	乳幼児	90	*平成28年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	海田町（＊）	乳幼児	90	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:就学前まで→小学校3年生まで) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 1月診療分
広島県	福山市（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、名称を変更し対象年齢を拡大 (入院:小学校6年生、通院:就学前→入院・通院とも中学校3年生に拡大) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
広島県	坂町（＊）	乳幼児	90	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し自己負担を変更 (入院:小学校6年生→中学校3年生、通院:就学前まで→小学校6年生に拡大、自己負担:200円→500円に変更) 入院:中学校3年生まで 通院:小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	坂町（＊）	ひとり親家庭	92	*平成24年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、自己負担を変更（200円→500円に変更） 1. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養している配偶者のいない女子 2. 1に準じると知事が認めた女子 3. 配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ）をしていない男子で、対象児童を現に扶養している者 4. 3に準じると知事が認めた男子 5. 1～4に掲げる配偶者のない者に現に扶養されている対象児童 6. 父母のない児童のうち対象児童	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
広島県	竹原市（＊）	乳幼児	90	*平成22年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （入 院：小学校6年生まで→中学校3年生まで） 入 院：中学校3年生まで 通 院：小学校6年生まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年7月診療分
広島県	廿日市市（＊）	子ども	90	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名称を変更し対象年齢を拡大（制度名称：乳幼児等医療費→子ども医療費） （通 院：小学校3年生まで → 小学校6年生まで） 入 院：中学校3年生まで 通 院：小学校6年生まで	未就学児は自己負担なし 小学生以上は月14日を限度に1日500円	未就学児は無料 小学生以上は月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
広島県	呉市（＊）	重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	竹原市（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	三原市（＊）	重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	尾道市（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○Ａ　Ａ　○Ｂ　所持者 精神障害者保健福祉手帳1級　所持者　通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	福山市（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○Ａ　Ａ　○Ｂ　所持者 精神障害者保健福祉手帳1級　所持者　通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	府中市（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○Ａ　Ａ　○Ｂ　所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	三次市（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○Ａ　Ａ　○Ｂ　所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	庄原市（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○Ａ　Ａ　○Ｂ　所持者 精神障害者保健福祉手帳1級　所持者　通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	大竹市（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○Ａ　Ａ　○Ｂ　所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級　所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者）対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	府中町（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○Ａ　Ａ　○Ｂ　所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者）なし （精神障害者）対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	熊野町（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○Ａ　Ａ　○Ｂ　所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級　所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者）対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	坂町（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○Ａ　Ａ　○Ｂ　所持者 精神障害者保健福祉手帳1級　所持者　通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日100円 （精神障害者）対象外	月4日を限度に1日100円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	江田島市（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○Ａ　Ａ　○Ｂ　所持者 精神障害者保健福祉手帳1級　所持者　通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者）対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	廿日市市（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○A　A　○B　所持者 精神障害者保健福祉手帳1級　所持者　通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	安芸太田町（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○A　A　○B　所持者 精神障害者保健福祉手帳1級　所持者　通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	北広島町（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○A　A　○B　所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級　所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	安芸高田市（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○A　A　○B　所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級　所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	東広島市（＊）	重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	大崎上島町（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療と別に加え精神障害者医療を新設 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	世羅町（＊）	重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	神石高原町（＊）	重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	東広島市	乳幼児	90	*平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大 （入院外：小学校3年生まで→小学校6年生まで） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
広島県	海田町 （＊）	重度心身障害者 及び精神障害者医 療	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○A　A　○B　所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者）なし （精神障害者）対象外	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
広島県	海田町 （＊）	乳幼児	90	*平成30年1月診療分から受託内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大 （通　院：小学校3年生まで→小学校6年生まで） 入　院：中学校3年生まで 通　院：小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 1月診療分
広島県	広島市 （＊）	乳幼児	90	*平成29年1月診療分から受託内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大及び自己負担額の変更 （通院：小学校3年生まで　→　小学校6年生まで） （（1）未就学児　月2日を限度に1日1,000円→初診料算定時1日1,000円を限度（月2回まで）） 入院：中学校3年生まで 通院：小学校6年生まで	自己負担なし	1　保護者の所得額が基準額未満 初診料算定時1日500円を限度（月4日まで） 2　保護者の所得額が基準額以上 （1）未就学児 初診料算定時1日1,000円を限度（月2回まで） （2）小学校1～6年生 1日1,500円を限度（月2日まで） ※初診料算定時に限らない。 （3）第三子以降の子ども 初診料算定時1日500円を限度（月4日まで） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 1月診療分
広島県									
広島県	広島市 （＊）	重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を追加 （重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳　○A　A　○B　所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者）なし （精神障害者）対象外	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	大崎上島町（＊）	乳幼児	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
広島県	尾道市（＊）	乳幼児	90	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳まで） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
広島県	熊野町（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 通院：未就学児まで→中学校3年生まで	なし（無料）→ 月14回を限度に1日500円	なし（無料）→ 月4回を限度に1日500円	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
広島県	江田島市（＊）	乳幼児	90	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 通院：小学校6年生まで→中学校3年生まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
広島県	坂町（＊）	乳幼児	90	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 通院：小学校6年生まで→中学校3年生まで	月14日を限度に1日500円→ （住民税課税世帯） 月14回を限度に1日500円 （住民税非課税世帯） なし（無料）	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし→ （住民税課税世帯） 月4回を限度に1日500円 （住民税非課税世帯） なし（無料）	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
広島県	庄原市（＊）	乳幼児	90	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月14日を限度に1日500円	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
広島県	東広島市（＊）	乳幼児	90	*令和3年年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 入院（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 外来（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大）	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
広島県	呉市（＊）	乳幼児	90	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について制度名の変更及び対象年齢を拡大（制度名：乳幼児等医療費助成制度→こども医療費助成制度） 入院（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 外来（小学校6年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
広島県	竹原市（＊）	乳幼児	90	*平成2年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 入院（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 外来（小学校6年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
広島県	三原市（＊）	乳幼児	90	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
広島県	府中市（＊）	乳幼児	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
広島県	大竹市（＊）	乳幼児	90	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
広島県	大崎上島町（＊）	こども	90	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について制度名を変更（制度名：乳幼児等医療費助成制度→こども医療費助成制度） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	海田町（＊）	乳幼児	90	* 令和4年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、通院の対象年齢を拡大（通院：小学校6年生まで→中学校3年生まで） 中学校3年生まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
広島県	府中町（＊）	乳幼児	90	* 平成29年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、通院の対象年齢を拡大（通院：小学校6年生まで→中学校3年生まで） 中学校3年生まで	月4日を限度に1日500円 （住民税非課税世帯は自己負担なし）	月4日を限度に1日500円 （住民税非課税世帯は自己負担なし） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
広島県	坂町（＊）	こども医療費	90	*令和5年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	（住民税課税世帯） 月14日を限度に1日500円 （住民税非課税世帯）なし（無料）	（住民税課税世帯） 月4日を限度に1日500円 （住民税非課税世帯）なし（無料） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
広島県	江田島市（＊）	こども	90	*令和5年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について制度名の変更及び対象年齢を拡大（制度名：乳幼児等医療費支給制度→こども医療費支給制度） （中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
広島県	神石高原町（＊）	乳幼児	90	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について一部負担金を変更（自己負担 500円→なし） 18歳到達後最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
広島県	神石高原町（＊）	ひとり親	92	*平成22年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について一部負担金を変更（自己負担 500円→なし） 1. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養している配偶者のいない女子 2. 1に準じると知事が認めた女子 3. 配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ）をしていない男子で、対象児童を現に扶養している者 4. 3に準じると知事が認めた男子 5. 1～4に掲げる配偶者のない者に現に扶養されている対象児童 6. 父母のない児童のうち対象児童	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
広島県	廿日市市（＊）	こども	90	*令和2年8月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象年齢を拡大（入院：中学3年生まで、通院：小学校6年生まで→入院・通院とも18歳までに拡大） 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	未就学児は無料 小学生以上は1医療機関につき1日500円 同一医療機関月14日を限度	未就学児は無料 小学生以上は1医療機関につき1日500円 同一医療機関月4日を限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
広島県	東広島市（＊）	こども	90	*令和5年8月診療分から受託している乳幼児医療について制度名の変更及び対象年齢を拡大（制度名：乳幼児等医療→こども医療） 0歳～18歳になる年度の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	広島市（＊）	こども	90	*令和4年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（通院：小学6年生まで→中学3年生までに拡大）	なし	1 保護者の所得額が基準額未満 初診料算定時1日500円を限度（月4日まで） 2 保護者の所得額が基準額以上 未就学児は初診算定時1日1,000円を限度（月2回まで） 小学1年から中学3年生は1日1,500円を限度（月2回まで） 第三子以降の子どもは初診料算定時1日500円を限度（月4回まで） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年1月診療分
広島県	熊野町（＊）	こども	90	*令和5年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（入院・通院：中学校3年生まで→18歳到達後最初の3月31日までに拡大）	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年1月診療分
広島県	大竹市（＊）	こども	90	18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで（自己負担額：入院 500円/日→なし、入院外 500円/日→なし）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年10月診療分
広島県	海田町	精神障害者通院	93	*精神障害者通院医療費支給制度の終了に伴い、実施機関番号「93340164」の取扱い終了					令和8年3月診療分までの取扱い
広島県	海田町（＊）	こども	90	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（入院・通院ともに中学3年生まで→入院・通院ともに18歳に達する日以後最初の3月31日まで）（制度名：乳幼児等→こども）	・医療機関毎に500円/日 ・同一医療機関月14日まで	・医療機関毎に500円/日 ・同一医療機関月4日まで ※薬局はなし	対象外	県内の医療機関等	令和8年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。